

子育て家庭を応援します！

柏崎市

妊娠・出産した方へ

# 妊婦のための支援給付

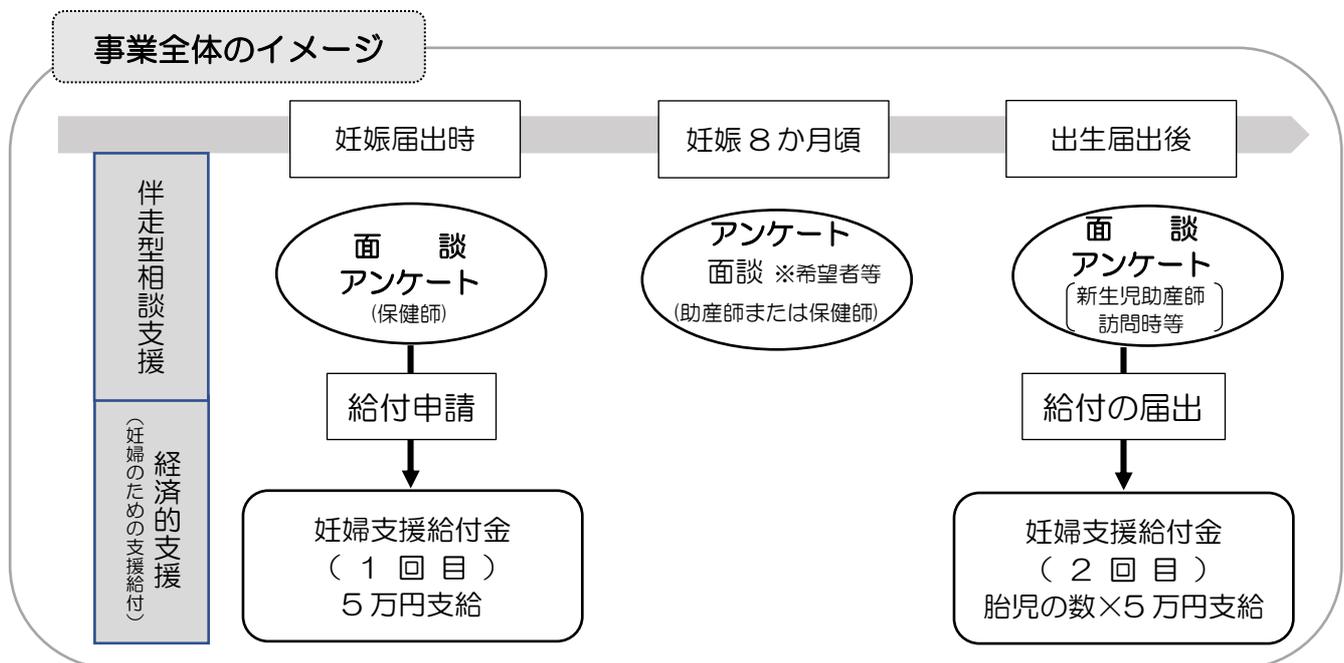
# 10万円

(国の妊婦のための支援給付)

このたび、国は子ども・子育て支援法を改正し、従来の「出産・子育て応援交付金」に代わり、「妊婦のための支援給付」を創設しました。本事業は、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を、効果的に組み合わせる実施し、妊婦への統合的な支援を図ることとしています。

柏崎市におきましても国の交付金を活用し、原則、アンケートに回答し、市が実施する面談を受けた方を対象として、令和7（2025）年4月から事業を開始しました。

## 事業全体のイメージ



## 支給対象者



### (1) 妊婦支援給付金（1回目）【妊娠届出時の給付5万円】

支給対象者：柏崎市に住所を有する妊婦

### (2) 妊婦支援給付金（2回目）【出生届出後の給付5万円（5万円×胎児の数）】

支給対象者：柏崎市に住所を有する産婦

※2回目の給付においては、妊娠している胎児の数に応じて給付を行うため、流産・死産・人工妊娠中絶の場合においても給付対象となります。

### <問い合わせ先>

柏崎市子ども未来部 子育て支援課 (元気館内)

○伴走型相談支援に関すること 家庭支援係 電話0257(20)4215

○給付金の支給に関すること 育成支援係 電話0257(47)7075



詳細はこちらを  
ご覧ください